

## I 方針策定の趣旨

この「みよし市地域包括支援センター運営方針」は、みよし市（以下「市」という。）における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の効果的かつ円滑な実施に資することを目的に策定します。

## II 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する」（介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項）ことを目的に設置しています。

センターには、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアの実現のための中心的な役割を果たし、公正・中立に業務を行うことが求められています。

## III 基本的な運営方針

### 地域包括ケアシステムの深化

市では、「みよし市福祉・医療・介護長期構想」において、全ての人が「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」を長期のビジョンとして“みよし市版地域包括ケアシステム”の構築を目指しており、第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画中も深化を進めてまいります。①セルフケアを推進し、健康長寿を目指す、②地域の助け合いで、安心な生活を目指す、③福祉、医療、介護の連携を目指す、の3つの柱を掲げ、センターを中心に、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

## IV 運営における基本となる視点

業務を実施するに当たっては、「みよし市自治基本条例」を遵守するとともに、以下の3つの視点に特に配慮することが求められます。

### （1）「公益性」の視点

- ①センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であるため、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ②センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

### （2）「地域性」の視点

- ①センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ②センターは、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）等を通じて、地域住民や関係

団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け、センターとして積極的に取組みます。

### (3) 「協働性」の視点

- ①センターは、専門職が縦割りで業務を行うのではなく、互いの専門性を理解し、情報共有し、助け合い、業務全体を「チーム」で行います。また、地域の保健、医療、福祉の専門職やボランティア、N P O、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。
- ②センターは、市内の共通の課題等において、他のセンターと情報共有に努め、相互に連携して対応します。また、各センターが強化業務として取り組む事項においては、リーダーシップを発揮し、他のセンターを支援します。

## V 業務推進の指針

### (1) 事業計画の策定

センターは、業務を遂行するために、センターの目的や運営方針に沿った年間の事業計画を作成します。その際、センター職員全員で協議することとし、担当地域の特性、実情等を踏まえた重点目標を含む計画として作成します。

また、作成に当たっては市と協議し、それを踏まえた計画を作成します。

### (2) 名称・設置場所・担当地域

センターの名称、設置場所、担当地域については、別表1を参照します。

センター内に設置する執務室については、地域住民、介護支援専門員等の多様な関係者がアクセスしやすいように配置する必要があります。また一方では、センターは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理に万全を期す必要があります。センターが有する様々な情報が業務と関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れないようになることが求められます。なお、併設する事業所の職員から容易に閲覧できないような工夫も必要となります。これらを踏まえ、以下の2点に留意します。

- ①執務室は、必要な職員が業務を行うのに支障のないスペースを確保し、市から貸与する電算機器等を適切に配置します。
- ②~~来所~~される利用者等のプライバシーが確保されるよう、相談室を設置します。

### (3) 職員の姿勢

- ①常に利用者、当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。
- ②事業計画や重点目標の進行管理を意識するとともに、今あるものを進化させていくイメージを持ちながら業務を行い、P D C Aサイクルの考え方のもと、計画、評価

を行っていきます。

③市の支援、指導の内容により、隨時、センターの業務改善を図ります。

#### **(4) 職員の資質向上**

センター職員は、相談やケアマネジメントに関する技術の向上、権利擁護や認知症等の知識の習得を積極的に行い、各職員が習得、獲得した知識等は、職員間で共有し、センター全体としてスキルアップを図ります。

#### **(5) 地域との連携**

地域ケア会議等を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組みます。

#### **(6) 個人情報の保護**

センターは、高齢者等の個人情報を幅広く知り得る立場にあります。さらに、その情報の記録媒体は、紙、電子等多様化しており、その情報管理には万全を期す必要があります。

個人情報の取扱いについては、「みよし市個人情報保護条例」その他関係法規等を遵守して行います。電子媒体による情報の管理については、別紙「システム使用と個人情報の取扱いについて」を参照します。

また、センターは、個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置するとともに、個人情報の持ち出しや、開示をする場合は、管理簿等への記載と確認をし、個人情報の管理を行います。

#### **(7) 守秘義務**

センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。

#### **(8) 広報活動**

センターの業務を適切に実施していくために、地域住民等にセンターの業務への理解と協力を得るため、様々な機会を捉えて周知活動を行います。

#### **(9) 苦情対応**

センターは、苦情対応体制を整備し、苦情の内容や苦情への対処経緯の記録を残します。また、苦情受付の担当者と責任者を市民にわかるように示す必要があります。

## (10) 公正・中立性の確保

公正と中立性の確保のために、センターの責務として、以下の項目に留意し業務を行います。

- ①要介護者への介護サービス事業所、介護支援専門員等の紹介を公正・中立に行うこと。原則として、紹介の経緯（理由等）を相談記録に残すこと。
- ②介護予防支援の委託先が、特定の居宅介護支援事業所に偏らないこと。

## (11) 相談体制

夜間・早朝・休日の窓口（連絡先）を設置する又は携帯電話等へ電話転送を行うようになります。また、パンフレットやホームページ等で市民に周知します。

## VI 職員体制

センターは、「みよし市地域包括支援センターの職員に関する基準等を定める条例」に基づき専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を必要な人数配置します。詳細は別表2を参照します。

## VII 包括的支援事業

### 1 介護予防ケアマネジメント業務【法第115条の45第1項第1号ニ】

#### (1) 自立支援型のケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活するためには、高齢者本人が自立して生活できる身体状態の維持・改善、生活環境の整備、支援体制の調整が必要となります。セルフケアを促す自立支援型のケアマネジメントを行います。

#### (2) 介護予防普及啓発

高齢者に対し介護予防についての普及啓発を行い、介護が必要な状態にならないように、元気なうちから介護予防に取り組む人を増やします。また、市が実施する介護予防への取組について、効果的な取組となるように市とセンターで協働していきます。

### 2 総合相談支援業務【法第115条の45第2項第1号】

#### (1) 実態把握

実態把握とは、様々な手段（来所相談、家庭訪問等）により、担当地域の高齢者的心身状況や家庭環境等について実態を把握することを指します。これにより、地域に顕在化する課題や、潜在的なニーズを早期に発見し、対応することができるよう取組みます。

## (2) 総合相談支援

総合相談は、地域に住む高齢者に関する様々な相談を受止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じてセンターの業務に継続していきます。

地域包括ケアとしての継続支援の入り口となるのが総合相談です。センターは、相談するとあらゆるサービスの調整まで可能となるワンストップ拠点としての機能を果たします。ワンストップの調整の過程において、必要に応じて、市のふくしの窓口や長寿介護課が後方支援をします。

総合相談は、初動時の受付を担当地域に限定してしまうと相談者の利便性を損なうため、担当地域外の相談者についてもインテークとして相談を受け付け、当該相談者の居住地を担当するセンターにつなぎます。

また、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応も行います。

## (3) 相談事例の報告

相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月、市に報告します。

## 3 権利擁護業務【法第115条の45第2項第2号】

権利侵害行為の対象となっていたり、なりやすい高齢者あるいは自ら権利主張や行使をすることができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

### (1) 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律行為等の支援のため成年後見制度が活用できるように支援します。ケースによっては、日常生活自立支援事業の活用や成年後見支援センターとの連携も視野に入れ対応します。

### (2) 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等から保護するためや判断能力が著しく低下した高齢者の法律行為の支援等のために老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図ります。

### (3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待（疑いを含む）の事例を発見又は通報を受理した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「みよし市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに市と連携を図り、適切に対応します。

#### (4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否がある、既存のサービスでは適切なものがない等）を発見した場合は、センターの各専門職が連携し、対応策を検討した上で、関係機関とも連携し支援します。また、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）の活用も検討します。

#### (5) 消費者被害の防止

消費者被害情報の把握に努め、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援します。また、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口や警察等と連携し対応します。なお、消費者被害に関する情報は、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等に情報提供し、他の支援者と協力しながら対応します。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務【法第115条の45第2項第3号】

#### (1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅、施設を問わず、地域で高齢者が安心して生活できるよう、包括的・継続的なケア体制を構築することが求められます。そのため、医療機関や介護支援専門員、その他多様な関係機関と連携・協力体制を整備します。

#### (2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する支援としては、「ア. 日常的な個別指導・支援」、「イ. 事例検討、研修機会の提供」、「ウ. 困難事例等への指導・助言」が挙げられます。アとウについては、対象となる高齢者の居住地を担当するセンターが担当し、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づきみよしささえ愛会議（個別ケース会議）を開催します。イについては、「みよし市ケアマネジャー連絡会」と連携を図り、「みよし市地域包括ネット会議」を活用しながら実施します。

#### (3) 地域住民に対する啓発

介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防、自立支援に関する意識の共有を図るための啓発を行います。

### 5 在宅医療介護連携推進事業【法第115条の45第2項第4号】

#### (1) 在宅医療介護連携推進員の配置

各センターに、在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う在宅医療介護連携推進員（以下「医介連携推進員」という。）を配置します。医介連携推進員は、個人として役割を担うのではなく、医介連携推進員として配置された職員を中心に、センターの各専門職、第2層生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と協働して取り組みます。

## （2）医療との連携

センターは、医療関係者と合同の事例検討会や講演会、勉強会等に参加し連携を図ります。

## （3）在宅医療介護連携推進拠点との連携

在宅医療介護連携推進拠点は、在宅医療介護連携を目的として、みよし市民病院を中心核拠点として設置します。各センターは、在宅医療介護連携推進の地域の拠点であり、中核拠点であるみよし市民病院と連携を図ります。みなよし地域担当のセンターは、医療と介護の連携や認知症初期集中支援チーム等を中心に在宅医療と介護の連携を強化したセンターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

## （4）在宅医療介護連携の相談窓口との連携

センターは、在宅医療と介護の連携についての相談窓口である在宅医療サポートセンター（豊田加茂医師会館内）と連携を図ります。

# 6 生活支援体制整備事業【法第115条の45第2項第5号】

## （1）第1層生活支援コーディネーターとの連携

第1層生活支援コーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が担うため、生活支援サービスの把握、開発等において連携を図ります。なかよし地域担当のセンターは、3つのセンターの中で最も連携が図りやすい立場にあるため、特にこの機能が強化されたセンターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

## （2）第1層生活支援体制協議体への参加

第1層生活支援体制協議体（以下「第1層協議体」という。）は、その連絡調整等を社協が担うため、第1層協議体への参加等の協働体制を整えます。

## （3）第2層生活支援コーディネーターの配置

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ごとに配置し、センターと十分に連携を図ることとされています。十分な連携という観点から、センター内に配置することとし、各センターと第1層コーディネーターとの連携や高齢者のニーズとのマッチング等を行います。また、第2層協議体の開催支援においても協力して行います。

## 7 認知症総合支援事業【法第115条の45第2項第6号】

### (1) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

センターは、介護・福祉行政の最前線であることに鑑みて、認知症施策においても中心的な役割を担います。国において策定された認知症施策推進大綱の積極的推進を図ります。きたよし地域担当のセンターは、認知症カフェの先駆者であり、認知症サポート養成の取組の事務局としての実績を有することなどから、認知症予防・普及啓発の強化型センターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

### (2) 認知症地域支援推進員の配置

(1) の考え方に基づき、その推進役である認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）をセンター内に配置します。センターに配置される推進員は、市やみよし市民病院に配置されている推進員と十分連携を図りながら、認知症施策の推進の中心的な役割を担います。また、認知症カフェや認知症ケアパスの普及においては、積極的な協力をを行います。

### (3) 認知症初期集中支援チームとの連携

センター職員は、担当地域の高齢者に対して市が設置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）が活動する場合には、その活動を多面的に支援します。また、センターに配置される推進員は、対象者の居住地等を問わず、チーム員会議の出席等により支援チームと協働します。

## 8 地域ケア会議推進事業【法第115条の48】

### (1) みよしささえ愛会議（個別ケース会議）の開催

センターは、「みよしささえ愛会議運営マニュアル」に基づき、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を目的として、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）を主催します。また、会議においては、多職種と連携して、自立支援、重度化防止等に関する観点から、個別事例の検討を行い、支援策を講じます。

### (2) 地域包括ネット会議の開催

みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成27年10月7日）に基づき市と協働で会議を開催し、適正に運営を行います。

### (3) 地域包括ケア推進会議への出席

センター職員は、地域包括ケア推進会議に出席し、介護・福祉行政の最前線として活動することで得られる地域の課題等を発信する等により、市の地域包括ケアシステムの構築の推進を図ります。

## 9 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

### (1) 地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステム構築し、深化を進めるためには、地域住民等によるインフォーマルな活動と、介護保険等の公的サービスが有機的に連携し、包括的・継続的なサービス提供体制が整う必要があります。また、医療と介護が連携し、切れ目ないサービス提供体制が構築されることも求められています。

これらを実現させるため、センターは、担当地域内におけるネットワークの構築を進めます。それを基盤として、市とセンターは協働により、市全体のネットワークを形成していきます。

### (2) 地域における関係機関、関係者のネットワークについて

地域における関係機関、関係者のネットワークについては、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップ又はリストで管理します。また、民生委員やいきいきクラブといった地域に根ざした関係者と連携をとり、地域で支え合える体制づくりを進めます。

## VIII その他

### 1 役意事業

#### (1) 地域支え合い体制づくり事業との連携

市は、地域支え合い体制づくり事業として、行方不明者対策（みよし安心ネット配信、あいちオレンジネットワーク、行方不明高齢者捜索模擬訓練）と緊急通報システム事業を実施しています。行方不明高齢者捜索模擬訓練は、実施地区を担当するセンターが中心となり、行政区又はコミュニティを単位として、年1回、効果的な訓練を実施します。

#### (2) 認知症サポートキャラバン事業との連携

認知症サポートキャラバン事業の事務局は、きたよし地域のセンターを担う社会福祉法人翔寿会が担います。事務局は、他のセンターと市、市内のキャラバン・メイトと協働して活動できる体制整備を行います。センター職員は、キャラバン・メイトとして活動できるよう準備し、必要に応じて講座の開催等を行います。

### 2 市との連携

#### (1) 市関係部局（福祉総合相談センター「ふくしの窓口」含む）との連携方針

センターの業務は多岐にわたるため、市の多くの部局と関係しています。困難事例の対応等で迅速に対応できるよう市の関係部局と連携が図れる体制を整備することが求められます。各センターを支援するため、市は各センターとの連絡調整、後方支援

を行います。福祉全般を総合的に支援するため、福祉部内に設置されている福祉総合相談センター（ふくしの窓口）も有効活用します。

また、市とセンターとの定期的な情報共有、意見交換の場として、地域包括ネット会議を活用します。

## （2）公的福祉サービス

センターは、市が実施する福祉サービスに係る申請等を代行できるものとします。代行できる手続は、以下に挙げる事業とします。

- ①要介護認定申請・基本チェックリスト受付
- ②高齢者配食サービス事業
- ③ねたきり高齢者等床ずれ防止用具等利用助成事業
- ④高齢者日常生活用具・住宅改修費支給事業
- ⑤家族介護用品支給事業
- ⑥緊急通報システム事業
- ⑦認知症高齢者等家族支援サービス事業
- ⑧ひとり暮らし高齢者等登録事業
- ⑨ねたきり老人等手当支給事業
- ⑩認知症高齢者等あんしん補償事業

## （3）災害時対応

センターは、災害が発生した際は、市や関係機関と連携をとり、要配慮高齢者の安否確認等を行うとともに、災害発生後1週間を目途にセンターの運営を再開します。